

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第2011号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内ほか

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスの電気錠保守点検業務

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 本社又は本社から委任を受けた営業所等が静岡市内にあること。

(3) 令和2年4月1日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関で延床面積30,000㎡以上の建物の電気錠又は入退室管理システムの保守業務を1年以上誠実に履行した実績を有すること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の手続きの申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ Word やExcel データを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 4(3)競争入札参加資格に記載の実績を証する資料(契約書写し等)

ウ 返信先を明記した長形3号封筒(簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと)

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年3月12日(木) 午前11時

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室

郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。

(2) この入札及びその他一切に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は上記2とする。

(4) 現場説明会は実施しない。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 施第2011号
 - (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託
 - (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
 - (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスの電気錠の保守点検業務
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本社又は本社から委任を受けた営業所等が静岡市内にあること。
 - (3) 令和2年4月1日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等で延床面積30,000㎡以上の建物の電気錠又は入退室管理システムの保守業務を1年以上誠実に履行した実績を有すること。
 - (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書、資料及び返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月3日（火）までに郵送で発送する。

(3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

5 (3)競争入札参加資格に記載の実績を証する資料（契約書写し等）

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は、日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、通知を受けた日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く）の午前9時から午後4時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書、仕様書（以下「設計図書」という。）及び入札書の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前9時から午後4時まで

エ 入札執行回数は2回を限度とする。

オ 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

年1回払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託
- 3 業務場所 静岡市駿河区谷田地内

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2011号
- 2 件 名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田地内ほか

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

委 任 状

下記業務につき

を

代理人の印

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2011号

2 件 名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託

3 場 所

静岡市駿河区谷田地内ほか

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託契約書【案】

静岡県立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の仕様書及び設計書のとおり

（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める仕様書のなかに不適當な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 甲は、乙から委託業務完了後に提出される適法な請求書を受理後翌月末までに乙に対して第1項の金額を支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（業務計画書の提出）

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに業務計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第10条 乙は、委託業務完了後直ちに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び大学の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託
仕様書

1 目的

本業務委託は、静岡県立大学草薙キャンパス各棟及びその関連施設における電気錠設備の正常な動作を維持するため、保守点検を実施するものである。

2 業務箇所 静岡県立大学草薙キャンパス各棟及びその関連施設

3 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和5年版）」（以下、「共通仕様書」という。）による。

4 業務内容

(1) 定期保守点検

契約期間中、定期保守点検を1回行い、機器の点検、給油、清掃及び必要な調整試験並びに交換を要する部品の取り替えをし、故障の発生の予防に努める。点検対象及び点検項目は別紙のとおりとする。

(2) 緊急時対応

発注者より以下の機器に故障及び不調の連絡を受けた場合は、その都度遅滞なく点検、軽微な修理又は原因調査対応を行うこと。

① 出入管理装置、②キーボックス、③教員室カードリーダー、④その他電気錠

この対応について、想定対応回数（3回）を超える実績は契約期限までに本契約内で精算又は別途精算するか協議するものとする。

5 費用の負担

点検及び修理に要する補修部品で1品1,000円以上(消費税を含まず)のものは、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。また次の事由によるものは、金額にかかわらず発注者の負担とする。

(1) 発注者の責めに帰すべき操作ミス及び通常の使用では起こり得ない原因によるもの。

(2) 発注者の要求による仕様変更、改造等によるもの。

6 業務体制

(1) 業務責任等通知書

共通仕様書に規定してある業務責任者を定め、業務責任者通知書を作成し提出すること。

(2) 業務計画書

共通仕様書に規定してある業務計画書（実施体制、全体工程、有資格、その他必要事項等）を作成提出し、業務実施前に施設管理担当者の承諾を受けること。

(3) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、適正な業務の実施体制を確保できるとして、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 出向社員等の取扱い

受注者が、当該業務を履行するにあたり、他社から出向社員等（出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員。（3）の再委託を行う場合にあつては、再委託先の社員等を含む。）を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

基幹社員（業務責任者及び現場責任者並びに業務担当者に指示命令をする者等）への出向社員等の受け入れは原則として禁止とする。

労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。

あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(5) 業務の実施体制の確認

(3)、(4)の事項を確認するため及び適正な業務の実施体制を確保するために、受注者、出向元企業担当者及び再委託先企業担当者並びに業務担当者等から必要な事項について聴取を行い、また、雇用契約関係、出向契約関係、再委託契約関係、労務管理関係、再委託の支払い関係、業務責任者及び業務担当者の過去の業務実績・勤務実績関係及び業務責任者及び業務担当者への賃金の支払い関係等を証明する書面等の提示を求め、写しの提出を求めることがある。

(6) 服務規律の保持

本委託業務をおこなう受注者の従業員は、次の事項に留意すること。

受注者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。

服務規律については、言動等に注意し、教職員、学生及び来学者等と摩擦を生じないように留意すること。

業務実施中の従業員は、風紀、衛生等について留意すること。

7 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は受注者の負担とする。

- (1) 業務のため、第三者に与えた損害で受注者の責に帰すべきものの賠償に要する費用
または業務により既設工作物等に与えた損傷の復旧に要する費用。
- (2) 各種試験検査に要する費用。
- (3) 報告書及び写真等の作成に要する費用。
- (4) 軽微な事項で、業務中の危険防止に要する費用。
- (5) 軽微な部品交換、修理、消耗品等に要する費用。

8 作業時間

受注者は、原則として発注者の勤務時間内（平日：8時30分から17時15分）に点検業務を行うものとする。なお、緊急時対応は土日休日を含む24時間とする。

9 業務報告書の提出

定期保守点検終了後、速やかに報告書を提出する。緊急時対応後についても同様とする。

10 免責事由

天変地異その他不可抗力によって業務を行えない場合が生じたときは、受注者は責任を問われないものとする。

11 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

12 業務実施上の疑義

受注者は、仕様書や設計書等に記載していない事項及び業務実施中生じた疑義については、発注者と協議して決定するものとする。

(別紙)

点検項目

1 制御盤A、教職員室・エントランス、制御盤回線

- (1) I Pアドレスの確認
- (2) 電源電圧の測定
- (3) バックアップ電池電圧の測定
- (4) 冷却ファンの異音・異臭の確認
- (5) 端子台接続ねじの緩み・コネクタ差込緩みの確認
- (6) 各LED表示の状態確認 (CPU基板・内部通信・電気錠状態)
- (7) ケーブル及び電線のキズ・腐食の確認
- (8) LON通信状態の確認
- (9) 電氣的動作の確認
 - ①解錠動作
 - ②開扉動作
 - ③連続解錠動作

2 制御盤B、非常口、制御盤回線

- (1) 電源電圧の測定
- (2) 出力電圧の測定
- (3) 端子台、ビスの緩みの確認
- (4) ランプLEDの球切れの確認
- (5) 端子台、基盤の腐食の確認
- (6) ケーブル及び電線のキズ・腐食の確認
- (7) 回路と盤の絶縁検査
- (8) トランスと盤の絶縁検査
- (9) 電氣的動作の確認
 - ①押しボタン動作
 - ②解錠動作
 - ③開扉動作
 - ④一斉解錠動作
 - ⑤断線警報動作
 - ⑥こじあげ警報

3 電気錠

- (1) 電圧の確認
- (2) 外観、取付状況
- (3) 開扉状態での動作点検
- (4) 閉扉状態での動作点検
- (5) その他
 - ①通電金具取付状態の確認
 - ②扉と枠の上下・左右・前後の確認
 - ③扉の閉まり具合の確認

4 カードリーダー、キーボックス

- (1) 本体取付状況
- (2) カードの読取り
- (3) 入力電圧の確認
- (4) 電源ランプの点灯確認
- (5) 照合時の解錠ランプの点灯確認
- (6) 操作エラー及び照合時のブザーの確認
- (7) 照合後の解錠ランプの消灯確認

5 管理コンピューター（管理ソフト）

- (1) ハードディスク容量の確認
- (2) 非常電源装置（UPS）からの入力電圧
- (3) イベントモニター表示
- (4) エラー発生モニターの表示
- (5) ID端末状態の表示
- (6) ゲート状態の表示
- (7) 遠隔解錠・遠隔施錠操作の確認
- (8) カレンダー設定の確認
- (9) 通信状態の確認
- (10) 日付・時刻の確認

定期保守点検対象箇所

- ・エントランス・非常口他各棟出口
全棟対象
- ・教員室・講義室
はばたき棟、国際関係学部棟、経営情報学部棟、看護学部棟

点検箇所数

点検対象	台数
制御盤 A	52 台
制御盤 B	12 台
カードリーダー	113 台
電気錠	231 台
キーボックス	35 台
制御盤回線	231 台
管理パソコン及び周辺機器	2 台

- ※対象外の教員室・講義室については、パソコンによる遠隔チェック等の実施とする。
※本システムは、入退室制御システム（クマヒラ製）と電気錠（JEI 製）を組み合わせ、
本学の運用に合わせ構築したものである。

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス電気錠保守点検業務委託 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県公立大学法人

概要

静岡県立大学草薙キャンパスに設置されている電気錠及びそのシステムの保守点検業務を委託し、出入関係の確保をはかる。

